

[事案 2021-44] 特約無効請求

・令和3年12月2日 裁定終了

<事案の概要>

特約を付加しなければ契約できないと誤解していたことを理由に、特約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年3月から平成28年7月の間に契約した6件の終身保険の特約（災害割増特約、入院特約）について、募集人から、「特約に入ってほしい」「加入したあとで解約すればよい」「（特約を契約してくれないと）上司に怒られる」などと言われたため、特約を付加しなければ契約できないと誤解していたことから、特約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が、特約の申込みにあたり錯誤に陥っていたとは認められず、申立人の判断能力に問題があった事情は認められない。また、過去に特約を付加していない同種保険に加入したこともあること等から、仮に何らかの錯誤があったとしても申立人には重大な過失があった。
- (2)募集人の不実告知および消費者契約法上の取消事由は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が特約を付加しなければ契約できないと誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。